

学童保育の施設整備に関わる

予算・事業計画についての基礎知識

全国学童保育連絡協議会・事務局

本稿では、学童保育の施設整備に関わって、国の予算、市町村の事業計画と、予算決定の流れについて説明します。

施設整備に関わる国の予算

学童保育の施設整備に関わる予算は、「子ども・子育て支援施設整備交付金」（以下「施設整備交付金」として、国から市町村（特別区を含む。以下、同じ）に交付されています。二〇二五年度は、八七億円が予算化されました。これは、市町村の整備計画（市町村ごとも計画等）にもとづいて、学童保育の施設整備などに必要な経費の一部が国が補助するものです。

対象となるのは、「市町村」「社会福祉法人」「学校法人」「公益社団法人」「公益財団法人等」です。学童保育の「創設及び改築」のほか、「拡張」「大規模修繕」に使うことも

できます。

また、学童保育を必要とする子どもの受け皿の拡大を進め、待機児童の解消を図るため、「施設整備交付金」における国の負担分を増やす「かさ上げ」が二〇一六年度から実施されています。さらに二〇二二年度の補正予算では、学童保育の整備を加速させるために、待機児童が発生している市町村を対象に、かさ上げの拡充が図られました（図）。このかさ上げは、国が二〇二三年一月に閣議決定した「子ども未来戦略」をふまえて継続されています。

運営費として出されている「子ども・子育て支援交付金」にも、施設や環境整備に活用できる事業があります。具体的には、つぎのとおりです*。

◎「放課後子ども環境整備事業」として、「① 放課後児童クラブ設置促進事業」「② 放課後児童クラブ環境改善事業」「③ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業」「④ 倉